

沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟

# 第7回口頭弁論

2018年12月5日(水)

名古屋地方裁判所 大法廷

(地下鉄「丸の内」駅1番出口より徒歩5分 / 地下鉄「市役所」駅5番出口より徒歩7分)

国家の暴力に

私の怒り

2016年7月22日、沖縄高江で起きたこと(ブログ『アキノ隊員の鱗翅体験』より)

法廷をいっぱいにしましょう! みんなの熱意が裁判所を動かします!

10:00 集合・受付(裁判所西側)  
裁判前集会

※傍聴希望者多数の場合は抽選となりますが、  
荷物検査のため、抽選時間が集合時間より  
前になる可能性があります。



11:00 開廷

抽選に外れた方には  
待機企画をご用意します  
(裏面参照)

12:00 終了

12:10~13:00 報告集会 桜華会館  
南館3階「桜花の間」

今回の弁論のポイントは・・・

弁護団  
陳述

仲松大樹弁護士 期待のウチナ  
ー2世若手弁護士。沖縄戦を経て  
敗戦から現在まで、沖縄にどのよ  
うに基地が押し付けられてきたか、その実  
相と抵抗の歴史を陳述します。

原告  
陳述

飯島滋明さん 名古屋学院大学  
准教授(憲法学・平和学)。飯島さ  
んは高江での阻止行動にも足を  
運ぶ行動する憲法学者。憲法の視点から機  
動隊派遣の不当性を陳述します。

■第8回口頭弁論は 来年2/7(水)、第9回は4/24(水)です!



沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟の会

〒453-0811 名古屋市中村区太閤通4-65 日進ビル2階 ☎ 080-9487-0391 FAX 052-872-6919

E-mail aichi.okinawa.sosho@gmail.com HP: <https://aichi-okinawa-sosho.jimdo.com/>



もし傍聴多数で抽選にハズレても、タイクツする心配なし！

充実した待機企画をご用意します。

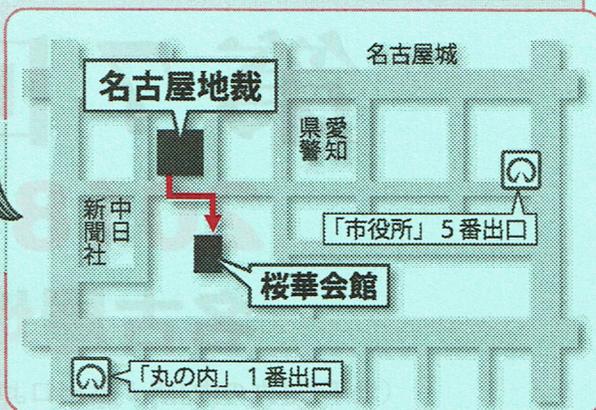
今回は、**オスプレイと低空飛行訓練**

に関する動画を上映します。

会場は報告集会と同じく、

桜花会館3階「桜花の間」です。👉

時間が余れば **海散歩** の動画もご覧いただけます。



あふれるほどの傍聴者で、大法廷を埋めつくしましょう！

## 「沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟」って？

弁護団事務局長・長谷川一裕弁護士が解説します(^\_^)

### 1 どんな裁判なの？

本件訴訟は、具志堅邦子さんほか210名（提訴後、2名取り下げ）が、愛知県知事大村秀章氏を被告として、愛知県警察本部が2016年7月から約半年間、沖縄高江に機動隊を派遣したのは警察法違反であり、機動隊員の給与、時間外手当等は違法な支出であるから、当時の県警本部長に対して損害賠償を請求せよと求めた住民訴訟です。

住民訴訟は、地方公共団体の財務の適正を確保するため、

違法な税金の支出等の差し止めや当該支出を行った公務員に対する返還請求、損害賠償を求める手続を取るよう住民が地方公共団体の長に求める制度です。本来、地方政治は、国政と同様、議会制による間接民主制を原則としていますが、その例外として直接民主制的な権利を住民に付与したものです。住民訴訟は、これまでも公務員の「カラ出張・ヤミ手当」、公共事業に関する入札談合による工事費水増し等の不正行為を是正する役割を果たしてきました。

### 2 これまでの裁判の経過は？

昨年7月26日に提訴され、これまで三回の口頭弁論が行われました（第1回10月25日、第2回12月12日、第3回2月22日）。原告側の主張のポイントは下記の通りです。

【原告側】

- 第1準備書面 本件訴訟の意義について（大脇雅子弁護団長）
- 第2準備書面 原告具志堅邦子さんの意見陳述
- 第3準備書面 やんばるの森の自然環境の豊かさとヘリパッド建設及び軍用ヘリの演習による自然破壊の深刻さについて（田巻紘子弁護士）
- 第4準備書面 原告丸山悦子さんの意見陳述
- 求釈明の申立 愛知県警機動隊派遣に関する公安委員会の審査の経緯、警察本部長の権限、警察官給与の支出に関する手続等についての具体的な説明を求める書面を提出。裁判官は被告に答弁を求めました。

●第5準備書面 高江における機動隊の暴力的警察活動の実態17月22日の高江N1ゲート前で何が起きたか

●第6準備書面 原告松本八重子さんの意見陳述

これに対して、被告側は全くの形式論に終始し、沖縄高江での機動隊員による深刻な人権侵害等には触れようとしません。被告側の主張の柱は次の通りです。

- ① 原告らは公安委員会の派遣決定（原因行為）の違法性を主張しているが、給与支出を行ったのは警察本部長である。また、警察本部長による給与支出は県条例に基づいて継続的に実施されており、公安委員会の派遣決定は別個の行為である。
- ② 警察官の給与は愛知県財務規則は愛知県知事が警察本部長に内部委任しているが、雇用契約が存在し警察官が労務を提供していれば給与を支出する義務があり県警本部長に裁量判断の余地はない。
- ③ 従って、派遣決定に仮に違法性があっても財務会計行為である給与支出にその違法性が継承されることはない。

### 3 我々の課題は何か？

第1 被告側の給与支出と派遣の違法性は関係ないという形式論を打破する。

第2 6都府県による500名もの機動隊派遣が反対運動の制圧によってヘリパッド建築工事を強行しようとした政治的意図に基づくものであり警察の政治的中立性を蹂躪すること、本来都道県警察が管轄すべき問題であるにも関わらず警察庁警備局が主導したことを明確にして本件派遣が

警察法違反であることを論証する。

第3 全国から動員された機動隊員が、防衛省と一体となって、抵抗する住民に暴行を加えつつ強制排除し、不法な道路検問やテント撤去等の乱暴狼藉を働いた事実を立証する。

第4 沖縄に新基地建設を強いるSACO合意、その根底にある日米安保条約と日米地位協定の違憲性、違法性を明らかにする。